

自転車乗用環境実態調査

平成27年6月

調査日時 ①平成27年6月 4日(木) 14:00~16:30
②平成27年6月 11日(木) 14:00~16:30

調査場所 ①有楽町駅東口から半径 1km (外堀通り・銀座通り及び昭和通り他周辺道路)
②有楽町駅西口から半径 1km(日比谷通り・晴海通り及び都道 301 号・402 号
他周辺道路)

調査内容

- ・駐輪状況(放置含む)
- ・自転車レーンの確認
- ・危険箇所の選定(交差点等)
- ・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)
- ・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等
- ・その他

① 有楽町駅東口周辺

今回、調査した有楽町駅東口周辺は、中央区と千代田区(一部)内の両区に存在している。

今回の調査対象エリア内には、放置自転車禁止指定区域が設定されていない。

なお、中央区では、一部の地域が放置自転車禁止指定区域に指定(築地駅・人形町駅などの地下鉄周辺)されている。

また、今回のエリア内の銀座駅・宝町駅は、対象外となっている。

しかし、中央区内では、住民からの要望に基づき、一部の地区において、立て看板による放置自転車禁止の告知を行っていた。

今回のエリア内には、250台前後の放置自転車で溢れていた。

さらに、歩道橋下のスペースにも、放置自転車が存在していた。

駅東口周辺には、5箇所の自転車駐輪場(①～③東京駅外堀通りA～C/④～⑤宝町駅昭和通りA～B)が設置(日本コンピュータ・ダイナミクスが、平成27年2月より独自運営/行政区からの委託なし)されている。

外堀通りのA駐輪場は、時間制のみで12時間毎に100円が課金されていた。

外堀通りのB～C駐輪場も、時間制のみだが、6時間毎に100円が課金されていた。

各駐輪場は、1時間以内なら無料であるため、利用者にとって利便性が高い。

収容台数は、Aは、55台で、2台のみの駐輪で、殆ど利用されていなかった。

Bは、70台収容で、7台のみの駐輪(1割の利用率)であった。

Cは、62台収容で、20台の駐輪(3割の利用率)であった。

一方、昭和通りの各駐輪場も、時間制のみだが、8時間毎に100円が課金されていた。

こちらも1時間以内なら無料であるため、利用者にとって利便性が高い。

収容台数は、Aは、7台で、5台の駐輪状況で、あった。

一方、Bは、22台収容で、6台のみの駐輪(約3割の利用率)であった。

駐輪料金が割高であることが、各駐輪場利用率の低下の一因であると考慮される。

また、一部の地区には、歩道上に歩行者・自転車通行帯が設置されていた。

② 有楽町駅西口周辺

今回、調査した有楽町駅西口周辺は、千代田区内に存在している。

今回の調査対象エリア内にも、放置自転車禁止指定区域が設定されていない。

なお、千代田区では、一部の地域が放置自転車禁止指定区域に指定(秋葉原駅・御茶ノ水駅などの周辺)されている。

しかし、放置自転車禁止指定区域に指定されていない一部の地区内では、道路脇の随所に禁止看板が設置され、告知を促進していた。(なお、放置車は、24 時間経過以後に撤去されることになっている。)

さらに一部の歩道上内の放置自転車に警告文が貼付してあった。

今回の調査対象エリア内には、120 台前後の放置自転車で溢れていた。

駅西口周辺には、1箇所の自転車駐輪場(有楽町駅第1高架下駐車場(千代田区が設置運営))

登録制(1年間有効:毎年 5/1 より 4/30までの期間)のみで区民は、3000 円、区外居住者は、6000 円で利用可能であるため、利便性が高い。

なお、月額料金等は、別途発生しない。

但し、無登録の自転車は、条例により撤去される。

収容台数は、80 台であり、満車であった。

しかし、登録制であるが故に一時利用者は、当然、利用不可能であるため、周辺地域が放置自転車化してしまっている。

そのため、駐輪場の周囲に数台の放置自転車が存在していた。

[総合]

駅の東西によって放置車の存在や自転車駐輪場が整備されているのは、共通であった。

東口に歩行者・自転車通行帯が設置されているが、利用者の誤解により、自転車置き場として恒常化てしまい、本来の使命を果たしていない。

結果として、放置自転車の助長に繋がっている。

現在、放置自転車禁止区域に指定されていない地区では、大量の放置車がある状況の中、千代田区役所(担当/環境安全部安全生活課)では、今後、放置自転車台数等の調査を基準に、順次、放置自転車禁止指定区域(今回の有楽町駅周辺も対象)を拡大すべき検討中であるとのことである。

一方、中央区役所(担当/環境政策課交通対策係)では、今回のエリア内の銀座駅・宝町駅について、当面の間、放置自転車禁止指定区域に指定の予定は、ないとのことである。

最後に、千代田区では、自転車行政に積極的であり、今後、走行空間の整備やコミュニティサイクルの導入及び鉄道駅の駐輪場の整備等に邁進している。(参考資料:千代田区報/施策の道筋)

① 有楽町駅東口周辺

表示①/放置自転車禁止警告板	表示②/自転車ルール・マナー看板
表示③/歩行者・自転車通行帯	表示④/歩行者・自転車通行帯
表示⑤/歩行者優先看板	

放置自転車

	
高速高架下(A)	外堀通り(B)
	
外堀通り(C)	マロニエ通り(D)
	
銀座通り(E)	銀座通り(F)



銀座通り(G)



銀座通り(H)



銀座通り(I)



銀座通り(J)



昭和通り(K)



昭和通り(L)

	
昭和通り(M)	昭和通り(N)
	
昭和通り/歩道橋下(O)	昭和通り(P)
	
昭和通り(Q)	昭和通り(R)



昭和通り(S)



昭和通り/歩道橋下(T)



昭和通り/歩道橋下(拡大)(T)



マロニエ通り(U)



マロニエ通り(V)



マロニエ通り(W)

	
昭和通り(X)	昭和通り(Y)
	
昭和通り(Z)	マロニエ通り(I A)
	
マロニエ通り(I B)	マロニエ通り(I C)



マロニエ通り(I D)



マロニエ通り(I E)



銀座通り(I F)



マロニエ通り(I G)



高速高架下(I H)



高速高架下(I I)

駐輪場

	
東京駅外堀通りA	東京駅外堀通りA
	
東京駅外堀通りB	東京駅外堀通りB
	
東京駅外堀通りC	

	<p>タイム・リム・ホイルの車輪はご利用になれません</p> <p>●駐輪場内では車輪から離れて移動します。</p> <p>●当施設は利用場所を離れるもので、車輪をお残りするものではありません。車輪には鍵をかける等、お客様自身で防犯対策を行なってください。</p> <p>●通常駐輪時間は5日以内とさせていただきます。</p> <p>●これで離れた場合は放棄車輪とみなし、撤去・処分の対象となります。</p> <p>●お預け代により釣銭が払い出されなかつた場合は、後日郵小箱にて返金させていただきます(領収書を保管してください)。また、領収書が発行されなかつた場合は、後日領収書を送付させていただきます。</p> <p>●天災、灾害発生時及び点検等に伴い管理者は予告なく駐輪場を閉鎖し、車輪を移動する場合があります。</p> <p>●車輪不具合が発生した際の待ち時間に対する補償、鍵失等の補償、車輪及びキーワーの修理、鍵開錠等の費用を負担する行為</p> <p>●駐輪場内において以下の行為をとまつたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場へ入庫しない、駐輪場以外の場所へ駐輪する等の譲渡を免れると行為 ・鍵操作を行ひテニシテする行為 ・無料時間外での車入库 ・他の車輪や駐輪場、場内設備を損傷する行為 ・違反行為による車庫・施設及び施設設備を行なう場合があります。また、正規の利用料金及び損害賠償金を請求いたします。これらのお邊に対して免責するひかない損害・消失と共に、その責任は負いかねます。 ●ご利用上に何かご不満がございましたら、総算表の問い合わせボタンを押して、その責任は負いかねます。 ●ご利用上にご不満がございましたら、総算表の問い合わせボタンを押して、その責任は負いかねます。 <p>Eco21 宝町駅昭和通り駐輪場 A 駐輪料金 NCD 1240円 http://www.eco21.jp</p>
<p>宝町駅昭和通りA</p> 	<p>宝町駅昭和通りA(拡大)</p> 
<p>宝町駅昭和通りA</p> <p>●駐輪場内では車輪から離れて移動します。</p> <p>●当施設は利用場所を離れるもので、車輪をお残りするものではありません。車輪には鍵をかける等、お客様自身で防犯対策を行なってください。</p> <p>●通常駐輪時間は5日以内とさせていただきます。</p> <p>●これで離れた場合は放棄車輪とみなし、撤去・処分の対象となります。</p> <p>●お預け代により釣銭が払い出されなかつた場合は、後日郵小箱にて返金させていただきます(領収書を保管してください)。また、領収書が発行されなかつた場合は、後日領収書を送付させていただきます。</p> <p>●天災、灾害発生時及び点検等に伴い管理者は予告なく駐輪場を閉鎖し、車輪を移動する場合があります。</p> <p>Eco21 宝町駅昭和通り駐輪場 B 駐輪料金 NCD 1240円 http://www.eco21.jp</p>	<p>宝町駅昭和通りB</p> 
<p>宝町駅昭和通りB(拡大)</p>	<p>宝町駅昭和通りB</p>

② 有楽町駅西口周辺

表示①/放置自転車禁止警告板	表示②/放置自転車禁止警告板
表示③/放置自転車禁止警告板	表示④/放置自転車禁止警告板
<p style="text-align: center;">2015年6月11日</p> <p style="text-align: center;">警告</p> <p>現在歩道部分に駐輪中の自転車・オートバイについては、違法駐輪であり、丸の内警察署並びに千代田区より駐輪禁止の指導がきております。</p> <p>本警告貼付後4日を経過した時点で、千代田区にて車両を撤去しますのでご注意下さい。(3日経過後は千代田区からの警告も加わります)</p> <p>自転車・オートバイの有料駐輪場については以下をご利用下さい。</p>	
表示⑤/警告文	

放置自転車

	
都道 402 号(a)	都道 402 号(b)
	
都道 402 号(c)	都道 402 号(d)
	
都道 402 号(e)	(f)

	
丸の内警察署通り(g)	丸の内警察署通り(h)
	
丸の内警察署通り(i)	晴海通り(j)
	
日比谷通り(k)	日比谷通り(l)



日比谷通り(m)



晴海通り(n)



晴海通り(o)



シャンテ通り(p)



シャンテ通り(q)



晴海通り(r)



鉄道高架下(s)



鉄道高架下(t)



鉄道高架下(u)

駐輪場

<p>有楽町駅第一高架下自転車駐車場ご利用案内</p> <p>1. 自転車駐車場は、利用登録を許可された自転車以外の使用はできません。 2. この自転車駐車場に登録できる車両は自転車のみで原動機付自転車・自転二輪車は登録できません。 3. 登録期間は、毎年5月1日より翌年の4月30日までの一年間です。</p> <p>●登録料 ●自転車　区民・高校生以下の児童・生徒 3,000円　区外居住者 6,000円 ●添付された登録料の払い戻しはできません。</p> <p>4. 利用登録を希望される方は、千代田区役所までご連絡ください。 5. 登録していない自転車（原動機付自転車等）は条例に基づき撤去します。 6. 帰去した自転車の返還には撤去料が必要です。 ●自転車 2,000円　●原動機付自転車 6,000円</p> <p>7. 自転車駐車場における沿線の歩道や破損等が生じても責任は負いません。 各自が責任を負うなど十分に注意するとともに他の車両や歩行者に十分注意してください。</p> <p>8. 禁止行為 (1) 駐車施設又は付属施設等を故意に破壊すること。 (2) 他の利用者や歩行者の妨げとなる行為をすること。</p> <p>連絡先 千代田区役所 自転車担当 03-5211-4345</p>	<p>有楽町駅第一高架下自転車駐車場ご利用案内</p> <p>駐車場は、利用登録を許可された自転車以外の使用はできません。 駐車駐車場に登録できる車両は自転車のみで原動機付自転車・自転二輪車は登録できません。 間は、毎年5月1日より翌年の4月30日までの一年間です。</p> <p>●登録料 ●自転車 2,000円　●原動機付自転車 6,000円</p> <p>駐車場における盗難等の事故や破損等が生じても責任は負いません。 とともに他の車両や歩行者に十分注意してください。</p>
有楽町駅第1高架下(表示板)	同表示板(拡大)
<p>有楽町駅第1高架下(駐輪状況)</p>	